

入札公告

3.11.22

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6及び阿賀野市財務規則(平成16年阿賀野市規則第55号。以下「規則」という。)第142条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年11月9日

阿賀野市長 田中 清善

1 入札に付する概要

(1)	業務番号	学教委託第13号
(2)	業務名	令和3年度GIGAスクールサポーター業務委託
(3)	履行場所	阿賀野市立小学校8校及び市立中学校4校、阿賀野市教育委員会
(4)	履行期間	契約締結日から令和4年3月31日まで
(5)	業務概要	小中学校定期訪問 ①業務実施計画・要件定義 ②小中学校訪問 定期訪問時の業務内容 ①授業計画の提案及びマニュアル作成 ②授業で使用するICT 機器の準備・片付け ③ICT 機器の操作補助 ④問い合わせ対応 ⑤校内研修 ⑥障害対応に関する一次切り分け ⑦ICT 機器の修理連絡補助等 ⑧タブレット端末の設定変更作業の補助等 ⑨年度更新対応 業務報告

2 入札に参加する者に必要な資格要件

公告日現在で阿賀野市入札参加資格者名簿(令和3・4年度)に登録され、下記の要件をすべて満たしていること。

(1)	登録業種	規則第141条の3に規定する有資格者名簿の 役務の提供-電算-その他の電算業務 に登録されている者
(2)	地域要件	新潟県内に 主又は従たる 営業所を有する者であること。
(3)	施行令第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。	
	①	申請日から入札日までの間で、阿賀野市建設工事請負業者指名停止措置要領に基づき指名の停止を受け、その停止期間中の者。
	②	会社更生法(平成14年法律第154号)に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がなされている者。
	③	民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がなされている者。
④	自社又は自社の役員等(営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む。)が、阿賀野市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員である者若しくは社会的に非難されるべき関係を有している者。	

3 入札参加申請書の提出

(1)	申請提出期限	令和3年11月15日 午後3時まで(土日、祝日は除く。)
	提出場所	阿賀野市岡山町10番15号 阿賀野市役所 3階 総務部管財課
	提出書類	一般競争入札参加申請書 https://www.city.agano.niigata.jp/soshiki/kanzaika/nyusatsu_keivaku/2_1/1743.html
(2)	参加資格の審査結果通知	参加資格を有しないと決定した者へ、令和3年11月15日 までに通知する。

4 入札に関する事項

(1)	入札方法	制限付一般競争入札	
(2)	入札執行日	令和3年11月19日(金)	午前9:00～(予定)
		入札時刻の詳細は11月16日までに阿賀野市ホームページ(下記URL)へ掲載します。必ずご確認ください。	
		https://www.city.agano.niigata.jp/soshiki/kanzaika/nyusatsu_keiyaku/3025.html	
	阿賀野市競争入札執行事務要領8の(4)のとおり入札書を提出しない者は入札を辞退したものとします。		
	入札執行場所	阿賀野市岡山町10番15号 阿賀野市役所 第2多目的ホール(本庁舎1階)	
(3)	質問締切	令和3年11月15日 午後3時まで	
	質問提出先	学校教育課	gakkokyoiku@city.agano.niigata.jp (様式不問)
(4)	回答最終日	令和3年11月17日 午後5時までにホームページにて回答します。	
(5)	最低制限価格制度適用	適用しない	
(6)	入札保証金	免除します。	

入札時提出書類

(1)	入札書	①入札書は、封かん封印し提出してください。 ②入札書に記載する金額は、消費税法の課税業者、免税業者を問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
(2)	内訳書	入札時に内訳書の提出を義務づけます。なお、以下の条件に該当した場合は無効入札となります。(両面印刷するなど経費削減に努めてください。) ①入札書の入札額と一致しない。 ②鉛筆書きである。 ③社印の押印がない。 ④市の設計書項目を満たしていない。
(3)	入札者を確認する書類	①代表者本人が入札するときは、名刺を提出してください。 ②代理人が入札するときは、委任状を提出してください。

5 契約条件

(1)	契約保証金	免除
(2)	前払金	できない。
(3)	中間前払金	できない。
(4)	部分払	できる。
(5)	議会の承認	議会の承認案件でない。

※落札者が正当な理由無く契約を締結しない場合、その落札は効力を失い、損害賠償金として当該入札の契約額となった金額の100分の5を阿賀野市に納付しなければならないものとします。

6 その他必要事項

(1)	入札参加資格申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
(2)	提出された関係書類は返還しない。
(3)	なお、消費税率等の改正があった場合には、当該契約物の引渡日における税率により計算する。

この公告・阿賀野市ホームページ・契約等に関する問い合わせ先

阿賀野市役所(〒959-2092 阿賀野市岡山町10-15)

総務部 管財課 入札契約係(Tel. 0250-62-2525)